

宇宙状況把握運用協力に関する附属書

防衛省航空自衛隊(以下「空自」という。)及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)は、「宇宙状況把握分野における協力に関する協定(令和5年3月16日付)」(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、次のとおり宇宙状況把握運用協力に関する附属書(以下「本附属書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本附属書は、宇宙状況把握(以下「SSA」という。)分野において、政府一体となった宇宙空間の持続的かつ安定的な利用の確保に寄与することを目的に、空自とJAXAがそれぞれのシステム等を用いて、運用上相互に協力しSSA活動を円滑かつ効果的に実施するために必要な基本事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本附属書において使用する用語の定義は、協定において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1)「運用協力」とは、宇宙空間の安定的利用に貢献するために、空自とJAXAがそれぞれのシステムや業務等によって取得した技術情報等を共有し、連携しつつ進め、SSA活動を円滑かつ効果的に実施することをいう。
- (2)「防衛省のSSAシステム(以下「防衛省システム」という。)」とは、航空幕僚監部が主管となり整備を進めた宇宙状況監視システムをいう。
- (3)「JAXAのSSAシステム(以下「JAXAシステム」という。)」とは、JAXAが整備したSSAシステムをいう。
- (4)「契約相手方」とは、空自システム又はJAXAシステムに係る業務の一部を実施させるために空自又はJAXAそれぞれが契約した者をいう(下請け、再委託先等を含む。)
- (5)「技術情報等」とは、技術的な事務に関する知識又は文書、図画若しくは物件、資料等の総称をいい、SSA関連情報を含む。
- (6)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権並びに外国における前記各権利に相当する権利

イ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに外国における前記各権利に相当する権利

ウ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権(以下「プログラム等の著作権」という。)並びに外国における前記各権利に相当する権利

エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第17条の規定に基づき特定するもの(以下「ノウハウ」という。)

- (7)「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては採択並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- (8)「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、プログラム等の著作権については設定登録の申請、並びに外国における前記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願をいう。
- (9)知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条に規定する権利の対象となる行為並びにノウハウの使用をいう。
- (10)「それぞれの規則」とは、空自においては「職務発明に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第46号)」、「防衛省所轄国有特許権等の管理に関する訓令(昭和40年防衛庁訓令第2号)」をいう。JAXAにおいては、「知的財産活用規程」、「知的財産権の諸管理手続き要領」及び「知的財産の利用許諾手続き要領」をいう。
- (11)「SSA関連情報」とは、SSA運用協力を行う上で、空自及びJAXAとの間で相互交換する技術情報等のことをいい、細部は、第6条、第7条及び第8条に示す内容のことをいう。
- (12)「取扱いに一定の留意等を要する技術情報等」とは、空自における「SSA業務関係者限定(情報)」又は「注意」、JAXAにおける「SSA業務関係者限定(情報)」、又はその両方を含む技術情報等をいう。
- (13)「注意」とは、空自の規則に従って、当該事務に関与しない防衛省職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのある情報等をいう。なお、「注意」には、空自の規則に従って、「注意」に当たる場合であって、当該事務に関与し、これを取扱う者の範囲を明らかにする必要があるときに表示した情報等をいう「対外厳秘」を含む。
- (14)「SSA業務関係者限定(情報)」とは、空自又はJAXAの規則に従って、取扱う関係者の範囲を限定する情報をいう。

(協力事項等)

第3条 空自及びJAXAは、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1)空自及びJAXA間で、それぞれのシステムや業務等によって取得した技術情報等の共有
- (2)空自及びJAXAがSSA運用協力を行うために必要となる事項の調整

(業務分担)

(システム運用責任者)

(SSA関連情報の開示又は提供等)

第6条 空自及びJAXAは、本附属書に基づく運用協力の実施に必要なSSA関連情報を相互に開示し、又は提供することができるものとする。ただし、第三者との取決めによって秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。

2 空自とJAXAとの間で相互交換するSSA関連情報は次のとおり。細部は、別途定めるものとする。

(1) SSA活動に資する情報

(2) JAXAの研究開発に資する情報

(3) その他、空自及びJAXAがともに必要と認めた情報

4 SSA関連情報については、当該SSA関連情報を開示又は提供を行った空自又はJAXA(以下「開示・提供側当事者」という。)の同意なく、第3条に係る業務

の実施の目的に限り、それぞれの契約相手方に対し開示又は提供することができる。ただし、開示・提供側当事者が開示又は提供した際に契約相手方への開示又は提供をしないよう書面(電子メールを含む)で指示した場合にはその限りではない。

- 5 返還を条件とするSSA関連情報の提供を受けた空自又はJAXAは、当該提供を受けた目的を終え、又は第21条に規定する本附属書の有効期間を終了した後、速やかに返還するものとする。
- 6 第1項の規定によりSSA関連情報の開示又は提供を受けた空自又はJAXA(以下「被開示・被提供側当事者」という。)は、開示・提供側当事者のSSA関連情報を、第3条に係る業務の実施以外の目的での使用又は第三者(契約相手方を除く。)への開示若しくは提供をしないものとする。ただし、既に公開されている情報は除く。
- 7 被開示・被提供側当事者は、SSA関連情報を第3条に係る業務の実施以外の目的での使用又は第三者(契約相手方を除く。)に開示又は提供をする必要がある場合には、事前に開示・提供当事者の書面による同意を得るものとする。ただし、既に公開されている情報は除く。
- 8 空自及びJAXAは、第3条に定める協力を実施するため、第1項に基づき開示又は提供された技術情報等を改変し、改変した技術情報等を権利化したい場合は、事前に開示・提供当事者の同意を得るものとし、改変の内容に応じて知的財産権の取扱い等について協議するものとする。

(SSA関連情報の保全及び取扱い)

- 第7条 SSA関連情報の保全に当たり、空自及びJAXAはそれぞれが管理する情報をセキュリティ脅威から守ることを目的として、必要な対策を実施するものとする。その際、セキュリティ脅威は、社会情勢、技術の進歩等により日々変化していることに留意し、最新の状況把握等に努め、状況に応じた対策を実施することとする。
- 2 空自は空自にて取得又は所持するSSA関連情報について、JAXAはJAXAにて取得又は所持するSSA関連情報について、原則公開しないものとする。ただし、既に公開されている情報は除く。
 - 3 空自はJAXAより提供を受けたSSA関連情報について、JAXAは空自より提供を受けたSSA関連情報について、原則公開しないものとする。ただし、既に公開されている情報は除く。
 - 4 本条第2項及び第3項の規定に関わらず、JAXAが研究開発の目的でJAXAにて取得又は所持するSSA関連情報及び空自より提供を受けたSSA関連情報や、その分析により得られた知見・研究成果等は協定第9条4項に基づきJAXAの規則に従い独自の判断で公開可能とする。その際、空自より提供を受けたSSA関連情報のうち空自が公開を行わないよう事前に書面で指示した場合にはその限りではない。

(取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱い)

第8条 空自及びJAXAは、SSA関連情報のうち、取扱いに一定の留意等を要する技術情報等に関し、次に掲げる情報区分に応じ、取扱うものとする。なお、空自は、JAXAに対して秘として指定若しくは指定が予期される情報については、提供しないものとする。

(1) 空自における技術情報等にあつては、「SSA業務関係者限定(情報)」又は「注意」

(2) JAXAにおける技術情報等にあつては、「SSA業務関係者限定(情報)」

2 取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

4 空自及びJAXAは、相手方の事前の同意の下、必要に応じて相互にそれぞれの管理状況を確認することができるものとし、当該管理状況が第2項に基づき別に定めるところに適合しない場合には、相手方に適正な管理を求めることができる。

(運用取決め等)

第9条 本附属書に基づき実施する運用協力のための手順等詳細については、別途定めるところにより実施するものとする。

(実施場所)

第10条 空自及びJAXAは、次の各号のいずれかの場所を運用協力の実施場所とする。

(1) 防衛省航空自衛隊府中基地(東京都府中市若松町2丁目8-33)

(2) 防衛省航空自衛隊防府北基地レーダー地区(山口県山陽小野田市大字埴生字埴生山20)

(3) 防衛省市ヶ谷地区(東京都新宿区市谷本村町5番1号)

(4) JAXA東京事務所(東京都千代田区神田駿河台4丁目6)

(5) JAXA筑波宇宙センター(茨城県つくば市千現2丁目1-1)

(6) 上齋原スペースガードセンター(岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1537-8)

(7) 美星スペースガードセンター(岡山県井原市美星町大倉 1716-3)

2 空自及びJAXAは、事前に協議の上、前項に規定する場所以外で運用協力を実施することができるものとする。

(運用定例会)

第11条 空自及びJAXAは、運用協力の円滑な推進を図るため、運用定例会を設

置する。

- 2 運用定例会は、空自及びJAXAからそれぞれ1名選出された幹事により共同で議事運営に当たるものとする。
- 3 運用定例会の開催及び議題は、都度、空自及びJAXAの幹事が事前に協議の上決定する。
- 4 空自及びJAXAは、運用定例会に、それぞれの幹事が必要と認める者を参加させることができる。ただし、それぞれの契約相手方を参加させようとする場合は、事前に相手方幹事の同意を得るものとする。

(運用定例会の役割)

第12条 運用定例会の役割については、次の各号に掲げるところによる。

- (1)運用協力に関する運用状況の情報交換及び把握
- (2)運用協力に関する運用に係る調整、協議及び決定
- (3)将来の協力に必要な事項の検討及び調整
- (4)協力の細部事項に関する情報交換
- (5)運用協力に関する、幹事が必要と認めた事項の調整

(要員の派遣)

第13条 空自及びJAXAは、協定第8条の規定に基づき相手方に要員を派遣する必要がある場合には、受入依頼書等必要な書類を相手方に送付し、その承認を求めるものとする。

- 2 空自及びJAXAは、前項に規定する相手方の承認があった場合には、その勤務形態、勤務内容等の細部事項について事前に協議の上、別に合意書を結ぶものとする。
- 3 前2項に規定する空自又はJAXAの要員は、運用協力を深化させかつ円滑に実施するために必要となる事項の情報収集及び調整等を、相手方の運用協力の実施場所において行うものとする。

(立ち入り)

第14条 空自及びJAXAは、相手方が管理する施設に立ち入る必要がある場合は、相手方による事前の同意の下、それぞれの定める規則等に基づき立ち入るものとする。

(知的財産権の出願等)

第15条 空自及びJAXAは、それぞれに所属する職員が本附属書に基づく協力の実施に伴い単独又は共同で発明等を行った場合は、速やかに相手方に通知する。

- 2 空自及びJAXAは、本附属書に基づく協力の実施により得られた単独又は共同の発明等に係る知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を行った職員から、原則として当該発明等に関する知的財産権の承継を受ける

ものとする。

- 3 前項の場合において、空自又はJAXAが単独で行った発明等に係る知的財産権は、当該空自又はJAXAの単独所有とし、空自又はJAXAが単独で出願等の手続きを行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は出願等をする者が負担するものとする。
- 4 空自及びJAXAは、それぞれに所属する職員が本附属書に基づく協力の実施に伴い共同で発明等(ただし、第17条の対象となるものを除く。以下、本条において同じ。)を行った場合は、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否について協議するものとする。
- 5 本附属書に基づく協力の実施により共同で得られる発明等に係る知的財産権の空自又はJAXAに所属する職員の持分は、前項に従ってその者の所属する当事者がそれぞれ承継するものとし、空自及びJAXAは、そのために必要な内部的措置を講じるものとする。空自及びJAXAが当該発明等に係る出願等を行う際は、当該知的財産権に係るそれぞれの持分を協議して定めた上で、共同して出願等を行うものとする。ただし、空自又はJAXAは、所属する職員から当該発明等に係る知的財産権の持分を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとし、出願等について別途協議するものとする。

(知的財産権の実施等)

第16条 共有知的財産権の実施、第三者に対する実施許諾等については、関連する法令及びそれぞれの規則等に基づき、協議の上、別途取り決めるものとする。

(ノウハウの特定)

- 第17条 空自及びJAXAは、本附属書に基づく協力の結果、ノウハウとして取扱うことが適切なものが共同で案出された場合は、協議の上、速やかに書面にて特定するものとする。
- 2 前項に従って特定されたノウハウは、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、提供してはならない。ノウハウを秘匿すべき期間は、空自及びJAXAで協議の上、個別に定めるものとする。ただし、変更が生じた場合は、協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(プログラム等の著作権)

- 第18条 本附属書に基づく協力の実施に当たり、プログラム等の著作権の取扱いについては、第15条の規定を準用するものとする。
- 2 前項に規定するプログラム等の著作権の実施、実施許諾等については、第16条の規定を準用するものとする。

(経費)

第19条 空自及びJAXAは、本附属書の実施に当たり、それぞれの業務について

自らの費用を負担する。ただし、一方の施設の更新及びシステム構成等の変更等により、相手方に経費が発生する等の影響を及ぼす場合は、別途、両者で事前に協議するものとする。

2 空自及びJAXAは、SSA関連情報を相互に無償で提供する。

(損害賠償)

第20条 空自又はJAXAは、本附属書の実施に関連して、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、その責めに帰すべき当事者に対し、損害の賠償を請求することができる。

2 空自又はJAXAは、本附属書の実施に関連して相手方に開示し、又は提供するSSA関連情報について、その品質の確保、適時適切な開示及び提供に努めるものとする。ただし、必ずしも品質の確保等を保証するものではなく、運用中の各システムの不具合・運用上の制約・その他の事由により相手方にSSA関連情報が開示若しくは提供できない、又は、開示若しくは提供したSSA関連情報の品質を保証できない事態が生じたとしても、その責めを負わないものとする。

3 JAXAは、第4条第5号又は6号に基づき空自が対処の要領等に定められた手順に基づいて対応し、JAXAシステムや関連施設に損害が生じた場合において、空自に損害の賠償を請求しないものとする。

(有効期間)

第21条 本附属書の有効期間は、本附属書締結後、防衛省システム及びJAXAシステムの運用の開始を両者で確認したときから、その運用の終了を両者で確認するまでの間とする。上記に関わらず、協定が終了した場合も本附属書は終了する。

2 前項及び第22条の規定にかかわらず、第15条(知的財産権の出願等)、第16条(知的財産権の実施等)、第17条(ノウハウの特定)、第18条(プログラム等の著作権)、第20条(損害賠償)の規定は、その事由の存する限り、その効力を存続するものとする。なお、本附属書終了後の第6条(SSA関連情報の開示又は提供等)、第7条(SSA関連情報の保全及び取扱い)、第8条(取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱い)の取扱いについては、本附属書終了の際に別途協議するものとする。

3 「宇宙状況把握分野における協力に基づくSSAシステムの設計・整備における協力に関する附属書(平成29年11月30日付け)」については、本条第1項による防衛省システム及びJAXAシステムの運用の開始を確認した日をもって、その有効期間が終了するものとする。

(附属書の解除)

第22条 空自及びJAXAは、次の各号のいずれかに該当し、かつ相手方に書面で是正を求めた後、相当期間経過後も是正されない場合には、書面による同意なく、本附属書を解除することができる。この場合において、空自又はJAXAは、

相手方に対し本附属書の解除を書面により通知するものとする。

(1)相手方が、本附属書の履行に関し、不正又は不当な行為をした場合

(2)相手方が、本附属書に違反した場合

2 空自及びJAXAは、運用協力の必要がなくなった場合には、書面による合意により、本附属書を解除することができる。

(委任)

第23条 空自及びJAXAは、本附属書の実施に関して、細部に係る取決めが必要になった場合については、両者の間で協議の上、空自及びJAXAがそれぞれ指定した者に、当該取決めの作成及び締結を委任することができる。

(協議)

第24条 本附属書に定めのない事項及び本附属書に関する疑義が生じた場合、空自及びJAXAは誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

2 本附属書の内容を変更する必要がある場合は、両者の間で協議の上、協定第7条に基づく了解を得た上で変更することができる。

本附属書を証するため、附属書を2通作成し、空自、JAXA両者署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月16日

空自 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省航空幕僚監部防衛部
防衛部長



JAXA 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
理事

